

神戸市中央卸売市場本場西側跡地利用検討委員会設置要綱

平成19年 7 月 27 日

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市中央卸売市場本場再整備後の西側跡地の有効利用を検討するため設置する「神戸市中央卸売市場本場西側跡地利用検討委員会」(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者又は地域活性化、市場活性化若しくは市政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から平成20年9月30日とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が、その議長となる。

2 委員会は、委員の総数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、産業振興局中央卸売市場本場において処理する。

(施行細目の委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月27日から実施する。